

公表資料

令和元年12月20日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（令和元年7月1日～同年9月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和元年7月1日から同年9月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は45件

再就職先区分別では、国又は地方公共団体の機関が2件、独立行政法人が1件、一般社団法人又は一般財団法人が2件、その他の非営利法人が5件、営利法人が35件

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和元年7月1日～同年9月30日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	18	-	27	45

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	2	1	-	-	-	-	2	-	5	35	-	-	45

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和元年7月1日～同年9月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束 をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容 (注1)				離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認 の有無 (注3)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援助 の有無(注 4、5)
						官職又は階級	在職期間		職務内容							
							自	至								
1	荒川 純一	56	海上自衛隊第1航空修理隊司令	H31.2.6	R1.7.2	海上自衛隊第1航空修理隊司令	H31.2.6	R1.7.10	隊務統括	R1.7.10	R1.10.1	株式会社ジャムコ	航空機部分品・補助装置製造業	顧問	無	有
2	深谷 克郎	55	海上自衛隊阪神基地隊司令	H31.1.17	R1.7.19	海上自衛隊阪神基地隊司令	H31.1.17	R1.7.31	隊務総括	R1.7.31	R1.8.1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職自衛官の就職援護に関する事務等	広島支部援護課長	無	有
3	浅岡 哲史	55	海上自衛隊横須賀教育隊司令	H30.10.15	R1.7.23	海上自衛隊横須賀教育隊司令	H30.10.15	R1.8.1	隊務統括	R1.8.1	R1.9.16	三菱プレジジョン株式会社	電子応用装置製造業	本部長付	無	有
4	石橋 克伸	55	陸上自衛隊幹部候補生学校総務部長	R1.5.29	R1.7.22	陸上自衛隊幹部候補生学校総務部長	R1.5.29	R1.8.1	駐屯地の総務、管理(補給・通信・営繕・輸送・糧食)、会計(給与・契約)、衛生、教材及び公害防止に関する業務	R1.8.1	R1.8.2	朝日生命保険相互会社	生命保険業等	大阪統括支社顧問(嘱託)	無	有
5	川村 利明	55	海上自衛隊中央システム通信隊司令	R1.5.9	R1.7.19	海上自衛隊中央システム通信隊司令	R1.5.9	R1.8.1	隊務統括	R1.8.1	R1.8.2	永山コンピューターサービス株式会社	受託開発ソフトウェア業	顧問	無	有
6	黒田 弘人	55	陸上自衛隊神町駐屯地業務隊長	R1.7.1	R1.7.5	陸上自衛隊神町駐屯地業務隊長	R1.7.1	R1.8.1	隊務全般の指導・監督	R1.8.1	R1.8.2	王子エンジニアリング株式会社	機械器具製造修理等	安全衛生管理	無	有
7	与田 敦夫	55	海上自衛隊幹部学校企画部長	H30.8.29	R1.7.19	海上自衛隊幹部学校企画部長	H30.8.29	R1.8.1	部務統括	R1.8.1	R1.9.1	新明和岩国航空整備株式会社	航空機・航空機用装備品の修理・改造及び整備	担当部長	無	有
8	岡本 兼一	56	航空自衛隊航空総隊司令部総務部長	R1.6.18	R1.7.17	航空自衛隊航空総隊司令部総務部長	R1.6.18	R1.8.13	航空総隊司令部における総務課、人事課、会計課、厚生課が実施する業務の監督指導	R1.8.13	R1.9.1	株式会社エクシオテック	電気通信工業、土木・電気工事等	企画管理業務担当部長	無	有
9	津野田 亮	59	自衛隊中央病院第1歯科部長	H31.4.28	R1.7.22	自衛隊中央病院第1歯科部長	H31.4.28	R1.8.23	診療、管理	R1.8.23	R1.9.1	医療法人社団健聖会くりはし歯科	診療	豪徳寺診療所歯科医師	無	無
10	河江 啓介	56	自衛隊情報保全隊情報保全官	R1.6.17	R1.9.3	自衛隊情報保全隊情報保全官	R1.6.17	R1.9.13	情報保全に関する業務	R1.9.13	R1.10.1	株式会社IHI	航空機、飛行体等及びその関連機器の設計、製造等	顧問(嘱託)	無	有
11	今泉 一郎	56	海上自衛隊徳島教育航空群司令	R1.6.18	R1.9.6	海上自衛隊徳島教育航空群司令	R1.6.18	R1.10.25	群務統括	R1.10.25	R1.11.1	国分首都圏株式会社	食品等の物流運送業等	物流センター長	無	有
12	宅間 秀記	56	海上自衛隊函館基地隊司令	H31.2.18	R1.6.27	海上自衛隊函館基地隊司令	H31.2.18	R1.11.2	隊務統括	R1.11.2	R1.12.1	株式会社オーシーシー	電線・ケーブル製造業等	顧問	無	有

13	榎森 豊	56	海上自衛隊厚木航空基地隊司令	H30.12.21	R1.9.18	海上自衛隊厚木航空基地隊司令	H30.12.21	R1.11.6	隊務統括	R1.11.6	R1.11.7	株式会社シー・ビー・オー設計	商業施設の設計、管理、施工業	営業企画担当	無	有
14	中田 典男	56	海上自衛隊第24航空隊司令	R1.6.24	R1.9.6	海上自衛隊第24航空隊司令	R1.6.24	R1.11.29	隊務統括	R1.11.29	R1.11.30	株式会社オーネックス	金属熱処理業	内部統制室長付	無	有
15	松田 辰雄	55	海上自衛隊横須賀警備隊司令	R1.6.20	R1.9.27	海上自衛隊横須賀警備隊司令	R1.6.20	R1.11.30	隊務統括	R1.11.30	R1.12.1	日鉄環境プラントソリューションズ株式会社	廃棄物処理業	担当部長	無	有
16	荒武 克彦	55	統合幕僚監部総務部人事教育課制度室長	R1.5.17	R1.8.5	統合幕僚監部総務部人事教育課制度室長	R1.5.17	R1.12.1	国際人道法に基づく施策の策定及び推進等の業務	R1.12.1	R1.12.2	王子エンジニアリング株式会社	機械器具製造修理	日南事業部における安全衛生管理室マネージャー	無	有
17	古賀 安彦	55	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R1.6.14	R1.7.4	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	R1.6.14	R1.12.1	隊長の補佐、隊務の整理等	R1.12.1	R1.12.2	防衛省職員生活協同組合	共済事業、教育事業	参事	無	有
18	福田 洋司	55	陸上自衛隊九州補給処副処長	R1.5.17	R1.7.5	陸上自衛隊九州補給処副処長	R1.5.17	R1.12.1	補給処長の補佐	R1.12.1	R1.12.2	菱重特殊車両サービス株式会社	戦車等戦闘車両のメンテナンス等	技術サービス部部長補佐	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に約束前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日」以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	斎藤 剛	55	陸上自衛隊研究本部主任研究開発官(自衛隊熊本地方協力本部長)	-	-	-	-	H29.12.1	R1.9.2	株式会社エグゼクティブプロテクション	総合警備保障業等	セキュリティマネージャー(契約社員)	無	無	
2	藤原 修	55	陸上自衛隊中央業務支援隊副隊長	-	-	-	-	H29.12.1	R1.9.1	株式会社オオコシセキュリティコンサルタンツ	企業及び個人の危機管理・セキュリティ全般に関するサービスの提供	シニアコンサルタント	無	無	
3	工藤 天彦	56	陸上自衛隊小平学校長兼陸上自衛隊小平駐屯地司令	-	-	-	-	H30.3.27	R1.8.1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製品・システムの開発・製造・販売・サービス	電波システム事業部顧問	無	無	
4	赤岩 信彦	60	海上自衛隊艦船補給処保管部長	-	-	-	-	H30.3.31	R1.8.1	一般社団法人防衛医科大学 校同窓会	防衛医科大学卒業生に関する同窓会事務	同窓会事務局 長	無	無	
5	佐久間 俊	60	防衛装備庁長官官房艦船設計官付首席主任設計官	-	-	-	-	H30.3.31	R1.8.28	株式会社リソー教育	受験指導	個別進学指導塾「TOMAS」石神井公園校講師	無	無	
6	千葉 俊之	60	近畿中部防衛局管理部長	-	-	-	-	H30.3.31	R1.9.1	株式会社横打	補償コンサルタント、測量、設計、調査、人材派遣等	用地事務(契約社員)	無	無	
7	下酔尾 芳孝	55	陸上自衛隊東北方面混成団長	-	-	-	-	H31.3.23	R1.8.1	シンテイ警備株式会社	総合警備業等	採用・指導監督	無	有	
8	福嶺 盛敏	60	沖縄防衛局総務部長	-	-	-	-	H31.3.31	R1.7.1	海洋プランニング株式会社	環境調査、水中映像記録・気象海象機器の設置・生物分析等	顧問(嘱託)	無	無	
9	大森 丈義	57	陸上自衛隊北海道補給処長兼陸上自衛隊島松駐屯地司令	-	-	-	-	H31.4.1	R1.8.1	明治安田生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	無	
10	小川 能道	56	航空自衛隊航空救難団司令	-	-	-	-	H31.4.1	R1.7.1	防衛省職員生活協同組合	防衛省職員に対する共済事業及び教育事業	参事	無	無	
11	加治屋 裕一	56	陸上自衛隊東北補給処長	-	-	-	-	H31.4.1	R1.7.4	センコー株式会社	物流事業等	人事部長付部長	無	無	
12	勝井 省二	57	陸上自衛隊小平学校長兼陸上自衛隊小平駐屯地司令	-	-	-	-	H31.4.1	R1.8.1	日本梱包運輸倉庫株式会社	運送事業、梱包作業事業、倉庫事業等	管理本部付理事	無	無	
13	河野 克俊	64	統合幕僚長	-	-	-	-	H31.4.1	R1.7.1	株式会社ルビニア	茶類小売業	顧問	無	無	
14	河野 克俊	64	統合幕僚長	-	-	-	-	H31.4.1	R1.7.1	川崎重工工業株式会社	船舶製造・修理業等	ストラテジック・アドバイザー	無	無	
15	河野 克俊	64	統合幕僚長	-	-	-	-	H31.4.1	R1.7.1	三菱重工株式会社	船舶、産業機械及び航空・宇宙機器製造	顧問	無	無	

16	鶴田 真一	57	航空自衛隊補給本部副本部長	—	—	—	—	—	H31.4.1	R1.8.1	日本エアロスペース株式会社	航空、セキュリティ専門商社	顧問（契約社員）	無	無
17	藤田 浩和	57	陸上自衛隊陸上総隊司令部幕僚長	—	—	—	—	—	H31.4.1	R1.7.16	三菱電機株式会社	重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システムなどの製造・販売	顧問	無	無
18	村川 豊	61	海上幕僚長	—	—	—	—	—	H31.4.1	R1.7.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	データ通信システムの開発事業等	特別参与	無	無
19	山下 万喜	58	海上自衛隊自衛艦隊司令官	—	—	—	—	—	H31.4.1	R1.8.1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製品・システムの開発事業等	顧問	無	無
20	高木 康之	55	防衛装備庁調達事業部艦船調達官	—	—	—	—	—	R1.5.10	R1.9.1	株式会社 I H I	航空機用原動機等製造業	顧問	無	無
21	中津 敏文	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部付（陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部防衛法制教育室長）	H30.7.4	①陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部防衛法制室教官 ②陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部防衛法制教育室長 ③陸上自衛隊教育訓練研究本部付	①H30.7.4 ②H30.8.1 ③H31.3.23	①H30.7.31 ②H31.3.22 ③R1.5.11	①防衛法制に関する教官 ②防衛法制に関する教育室長 ③特に命ぜられた事項	R1.5.11	R1.7.1	東京海上日動火災保険株式会社	火災、海上、損害、自動車等の保険事業	損害サービス主任	無	有
22	田中 耕太	56	航空自衛隊第4補給処副処長	R1.5.31	航空自衛隊第4補給処副処長	R1.5.31	R1.7.4	航空自衛隊の需品及び弾薬等の整備等に関する処長の補佐	R1.7.4	R1.7.15	レイセオンインターナショナルリンク	防衛装備品の販売	事業開発ディレクター	無	有
23	富田 晃生	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部付（陸上自衛隊開発実験団装備実験隊長）	R1.5.29	陸上自衛隊教育訓練研究本部付	R1.5.29	R1.7.4	特に命ぜられた事項	R1.7.4	R1.7.5	富士ソフト企画株式会社	名刺・Web作成等	事務一般	無	無
24	兒玉 豊	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付（情報本部計画部）	H30.12.10	①情報本部計画部 ②陸上自衛隊中央業務支援隊付	①H30.12.10 ②H31.4.30	①H31.4.29 ②R1.7.31	①保全に関する事項 ②特に命ぜられた事項	R1.7.31	R1.8.1	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	駐留軍等労働者の労務管理、給与及び福利厚生に関する業務	米陸軍国際技術センター日本プログラム担当部長	無	無
25	岩原 傑	55	陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊長兼陸上自衛隊松本駐屯地司令	H31.2.25	陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊長兼陸上自衛隊松本駐屯地司令	H31.2.25	R1.8.1	部隊運用に関する事項	R1.8.1	R1.8.3	徳島県庁	地方公務	防災対策担当官	無	有
26	財津 耕一郎	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付（防衛研究所主任研究官）	R1.7.1	陸上自衛隊中央業務支援隊付	R1.7.1	R1.8.10	特に命ぜられた事項	R1.8.10	R1.8.19	ヤマトプロテック株式会社	消防設備等製造、販売、施工等	専門課長	無	有
27	中村 榮秀	60	自衛隊阪神病院付（陸上自衛隊中部方面総監部医務官）	H30.3.8	①自衛隊阪神病院第1外科部長兼診療技術部長 ②自衛隊阪神病院付	①H30.3.8 ②R1.8.1	①R1.7.31 ②R1.8.13	①先任診療科部長として医官の指導・監督及び外科診療 ②特に命ぜられた事項	R1.8.13	R1.9.1	厚生労働省近畿厚生局	保険医療機関、保険医等に対する指導・監督	奈良事務所指導医療官	無	無

（注1）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

（注2）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注3）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注4）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。